

## 平成 27 年度第 1 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

### 1 日時

平成 27 年 6 月 2 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時 10 分まで

### 2 場所

愛知県自治センター6階 第 602 会議室

### 3 出席者

#### (1) 専門調査員

神戸専門調査員、福岡専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、  
村松専門調査員、岡田専門調査員、服部(伸)専門調査員、緒方専門調査員、  
榊原専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、中尾専門調査員、  
服部(俊)専門調査員、原瀬専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員  
(以上 18 名)

#### (2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：陣内課長、伊藤主幹、來住南課長補佐、小川主査、  
多賀主任、青柳主任

新城設楽県民事務所環境保全課：加藤主査

知多県民センター環境保全課：安原主事、杉浦技師

西三河県民事務所環境保全課：倉内主査

豊田加茂環境保全課：家田主査

(以上 11 名)

### 4 議題

#### (1) 代表専門調査員等の選出について

昨年度まで植物部門代表調査員及び協議会の代表専門調査員職務代理であった高木専門調査員の退任に伴い、愛知県環境審議会専門調査員内規の第 4 の規定に基づいて、以下のとおり協議会の代表専門調査員職務代理、植物部門代表調査員、及び植物部門代表調査員職務代理の選出を行った。

- ・代表専門調査員職務代理 中西専門調査員
- ・植物部門代表調査員 成田専門調査員
- ・植物部門代表調査員職務代理 中西専門調査員

なお、代表専門調査員、他の部門代表調査員及び部門代表調査員職務代理については、昨年度に引き続き、以下のとおり。

- ・代表専門調査員及び地形・地質部門代表調査員 吉田専門調査員
- ・動物部門代表調査員 岡田専門調査員
- ・動物部門代表調査員職務代理 緒方専門調査員
- ・地形・地質部門代表調査員職務代理 森専門調査員

(2) 平成 27 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査について

- ・事務局から、資料について説明を行った。
- ・専門調査員の相互調整により、調査地域、調査員及び調査日を決定した。

(3) 研究発表

- ・山岡専門調査員（地形・地質部門）から「犬山市の地形・地質レッドデータ」について、研究発表がなされた。また、平成 26 年度第 2 回協議会での質問事項（海上の森の砂礫層の呼称）について説明があった。

(4) その他

ア 指定希少種野生動植物種の指定について

- ・協議会事務局より資料について説明

イ いらごさららパークについて

- ・協議会事務局から資料について説明

ウ 生態系ネットワーク形成の取り組み状況について

- ・協議会事務局より資料について説明

< 質疑応答 >

ア 指定希少種野生動植物種の指定について

- ※希少種情報が含まれるため一部非公開

[木村専門調査員]

条例により新たに指定した希少種はモニタリングをしなければならない。指定だけで終わらないよう、モニタリングの実施をお願いします。

[村松専門調査員]

条例の指定後は具体的にどのようなことをするのか。例えば、キンセイランについては、生育する場所を指定して、県民の方に知らせていくのか。

[協議会事務局]

生育場所を指定する保護区の指定にあたっては、まずは現地を調査しエリアを決め、指定の前に環境審議会の意見を聞き、その後、2 週間告示縦覧する。皆さんに周知して意見等がなければ指定となる。

[村松専門調査員]

保護区の指定後はどのようになるのか。

[協議会事務局]

保護区の指定後は、一定の行為の規制がかかる。保護区内では工作物を建てたり、土地の造成をする場合は許可または届出が必要となる。

[村松専門調査員]

造成等の規制がかかるとのことだが、例えば、民地で杉を伐採するということはどうか。

[協議会事務局]

除外規定等もあり、生育環境の保全のために伐採をすることは可能であり、具体的な行為について逐次相談の上対応する。

[村松専門調査員]

指定種を盗っていく人に対しての規制や監視等の対策はあるか。例えば、花が咲いたら監視員を置くなどの対策はどうか。

[協議会事務局]

保護区は、皆さんに周知しながら保護する制度でもあるので、本県ではこれまで周囲をしっかりと固めて保護していない。地元で周知しながら、地元の協力があって、また、何らかの規制・監視等の対応があって守っていく。

[瀧崎専門調査員]

罰則規定はもっと明確に、分かるように現場に表示すべき。ハギクソウの例だと指定種がありますよと書いてあっても、具体的に罰則は何があるのか分からない。罰則規定が分かるようにして、監視もしっかりやっていく必要がある。

[協議会事務局]

どういう形により守っていくのかは難しい。罰則規定について、エリアの指定をした場合は看板を立てることを検討する。ただし、種類、場所によって異なるので、専門家のご意見を伺いながら決めていく。

[村松専門調査員]

看板を立てることも必要だが、盗っていく人は看板を立てても盗っていくので、それらの人に対してどのような対応を考えているか。

[協議会事務局]

保護区に指定する場合は、種類、場所によって状況が異なるので、専門家、地元関係者の方と相談しながら必要な対策を講じることを予定している。

[水野専門調査員]

過去指定した 13 種類について、どのような状況か調査しているか。指定した後、個体数が増えているのか減っているのかなどはどうか。

[協議会事務局]

レッドリストの公表の前に、絶滅危惧種についてモニタリング調査をしている。増えたというものは少ないが、現状通りの状況であると確認している。

[水野専門調査員]

盗った等の痕跡、証拠はなかったのか。

[協議会事務局]

植物については、聞いていない。

[水野専門調査員]

植物は、その場所に行けば分かってしまう。逃げられない。虫は散らばって逃げることもできるので生き延びることができるが、植物はそういうわけにはいかないので、指定する以上は対策をするなどして監視していかなければならない。指定すると、希少種があることを教えてしまうことになり、希少種が好きな人はそこに行く。そういう点で指定については問題がある。

[協議会事務局]

種の指定をするときも、そのような議論はあったが、保護区の指定の場合もさらに配慮することを検討したいと考える。

[水野専門調査員]

困って人が近づかないような形にしないといけないと考える。

イ いらごさららパークについて

[森専門調査員]

津波等が発生した場合に多くの被害が予想される場所に、このような人が集まる施設を建設していくことについて、県として何らかの対策は考えているのか。

[協議会事務局]

ここの公園は、伊良湖の休暇村となっている。もともとプールも有り、宿泊施設も一体となっており、人が集まる施設だった。過去から災害に対して対策を講じており、今後も地元の田原市と連携し協働で対策を講じていくことを考えている。

[森専門調査員]

田原市は、小学校を4校合併して高台に移転する、また、学校の上に何千人も住めるように準備している。海拔数メートルの場所に、このような施設を造ることについて、冷静になって対策を考えていく必要がある。

[協議会事務局]

災害対策については確認して、必要な対策等あったら取り組んでいきたいと考えている。

## ウ 生態系ネットワーク形成の取り組み状況について

[木村専門調査員]

資料については全体像だけで具体的な記載がないためよくわからない。例えば、生態系調査とあるがどのような調査を実施したのか。一般に生態系調査とはすごく大がかりなものなので、実際にこれは何をやったのか。

渥美半島については今年度から活動を進めるとしているが、具体的に何をやるのか。

各場所によって、テーマにシンボルになる生き物が入っているものと入っていないものがあるが、これは一体誰が決めたのか。また、豊橋市自然史博物館が何で入っていないのか。

[協議会事務局]

生態系調査については、それぞれの地域で、シンボリックな生き物はどのような種類があって、それぞれの生き物が現状どのように保全されており、今後、企業・NPOなどとの連携でどういう取組ができるのかという調査をしている。そういう点で、ご指摘の意味の生態系調査とは異なる部分があるかもしれない。

[木村専門調査員]

生態系調査という言葉の理解をすること。せめて、そこに生きる生物のリストづくりをしないと生態系調査をしたとは言えない。

生態系調査というなら、7割、8割はカバーできる生き物のリストをつくる必要があるので表現を考えること。

[協議会事務局]

ご指摘の調査については当初からこの名称としており、基本は、地域のいろいろな主体の方が、活動の協働で取り組んでいただくことを目的に実施している。

各地域でシンボリックな生き物が入っている、入っていないという指摘については、どこの地域も生態系調査を基に決めているが、表題に上げるか上げないかは、各地域で決めている。

資料の表現方法については、今後検討していく。

[協議会事務局]

ただ今のご意見については、今後の参考にさせていただきたい。また、ご相談させていただくこともあるので、よろしくお願ひしたい。

- ・ 次回の平成 27 年度第 2 回専門調査員協議会については、植物部門の瀧崎専門調査員が研究発表を行うこととなった。
- ・ 愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 名の専門調査員による署名が必要であるため、成田専門調査員（植物部門）及び吉田専門調査員（地形・地質部門）を署名者として選出した。